

米国 OFAC 規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建等、米国接点を有する取引が、OFAC 規制の適用を受けます。本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、次のようなお取引は当金庫ではお取り扱いができませんので、外国為替取引を行うお客さまにおかれましては、これらに該当しないお取引であることに十分にご留意・ご確認頂いた上で、ご依頼頂きますようお願い申し上げます。

OFAC 規制上の理由により、当金庫でお取り扱いができないお取引

○ 以下の(1)、(2)のいずれかに該当する、米ドル建のお取引

(1) お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれているお取引

(注)お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)、保証の受益者等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚げ地、仕向地、船籍等を指します。

(2) 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者が関与するお取引

○ 米ドル建以外であっても、上記(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む)、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等(非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が関与するお取引

○ その他、米国 OFAC が規制対象として指定するお取引(二次的制裁の対象)

※ あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにて、ご確認下さい。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼頂いたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当金庫よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては、当金庫の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がございますので、予めご承知置き下さい。